

名古屋市女性会館条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8 年 3 月 31 日

名古屋市長 広 沢 一 郎

名古屋市条例第56号

名古屋市女性会館条例の一部を改正する条例

名古屋市女性会館条例（昭和53年名古屋市条例第22号）の一部を次のように改正する。

第 9 条中「設備」の次に「を設け、又は原状の変更」を、「ときは、」の次に「あらかじめ」を加える。

第10条中「特別の設備をした使用者が」を「使用者は、」に改め、「又は」の次に「使用の停止若しくは」を加え、「を取り消された」を「の取消しがなされた」に改め、「直ちに」の次に「女性会館の施設を」を加える。

第14条第 3 項中「休館日」の次に「及び開館時間以外の時間」を加える。

別表第 1 を次のように改める。

別表第1

使用区分		利用料金の基準額					
		午前	午後	午前午後	夜間	午後夜間	1日
		午前9時から午後0時30分まで	午後1時から午後4時30分まで	午前9時から午後4時30分まで	午後5時から午後9時まで	午後1時から午後9時まで	午前9時から午後9時まで
会議室	大会議室	1,000円 (2,000円)	1,000円 (2,000円)	2,000円 (4,000円)	1,200円 (2,400円)	2,200円 (4,400円)	3,200円 (6,400円)
	中会議室	500円 (1,000円)	500円 (1,000円)	1,000円 (2,000円)	600円 (1,200円)	1,100円 (2,200円)	1,600円 (3,200円)
	小会議室	400円 (800円)	400円 (800円)	800円 (1,600円)	500円 (1,000円)	900円 (1,800円)	1,300円 (2,600円)
研修室	大研修室	1,200円 (2,400円)	1,200円 (2,400円)	2,400円 (4,800円)	1,700円 (3,400円)	2,900円 (5,800円)	4,100円 (8,200円)
	第1研修室						
	第2研修室 (1室につき)	1,000円 (2,000円)	1,000円 (2,000円)	2,000円 (4,000円)	1,200円 (2,400円)	2,200円 (4,400円)	3,200円 (6,400円)
	第3研修室	300円 (600円)	300円 (600円)	600円 (1,200円)	300円 (600円)	600円 (1,200円)	900円 (1,800円)
	第4研修室	300円 (600円)	300円 (600円)	600円 (1,200円)	400円 (800円)	700円 (1,400円)	1,000円 (2,000円)
	第5研修室	200円 (400円)	200円 (400円)	400円 (800円)	300円 (600円)	500円 (1,000円)	700円 (1,400円)
	第6研修室	300円 (600円)	300円 (600円)	600円 (1,200円)	400円 (800円)	700円 (1,400円)	1,000円 (2,000円)
	第7研修室	500円 (1,000円)	500円 (1,000円)	1,000円 (2,000円)	600円 (1,200円)	1,100円 (2,200円)	1,600円 (3,200円)
集会室	第1集会室	500円 (1,000円)	500円 (1,000円)	1,000円 (2,000円)	600円 (1,200円)	1,100円 (2,200円)	1,600円 (3,200円)
	第2集会室	400円 (800円)	400円 (800円)	800円 (1,600円)	500円 (1,000円)	900円 (1,800円)	1,300円 (2,600円)
	第3集会室	300円 (600円)	300円 (600円)	600円 (1,200円)	300円 (600円)	600円 (1,200円)	900円 (1,800円)
	第4集会室	1,000円 (2,000円)	1,000円 (2,000円)	2,000円 (4,000円)	1,200円 (2,400円)	2,200円 (4,400円)	3,200円 (6,400円)

和室	第1和室 第2和室 (1室につき)	500円 (1,000円)	500円 (1,000円)	1,000円 (2,000円)	600円 (1,200円)	1,100円 (2,200円)	1,600円 (3,200円)
生活科学研修室		1,000円 (2,000円)	1,000円 (2,000円)	2,000円 (4,000円)	1,200円 (2,400円)	2,200円 (4,400円)	3,200円 (6,400円)
視聴覚室		1,200円 (2,400円)	1,200円 (2,400円)	2,400円 (4,800円)	1,700円 (3,400円)	2,900円 (5,800円)	4,100円 (8,200円)
文化活動室		1,000円 (2,000円)	1,000円 (2,000円)	2,000円 (4,000円)	1,200円 (2,400円)	2,200円 (4,400円)	3,200円 (6,400円)
多目的室		600円 (1,200円)	600円 (1,200円)	1,200円 (2,400円)	800円 (1,600円)	1,400円 (2,800円)	2,000円 (4,000円)
ホール		9,600円 (19,200円)	9,600円 (19,200円)	19,200円 (38,400円)	12,000円 (24,000円)	21,600円 (43,200円)	31,200円 (62,400円)
備考							
<p>1 ()内の額は、女性教育又は男女平等及び参画の推進のため以外に使用する場合に適用する。</p> <p>2 視聴覚室を使用する場合でその使用面積が2分の1以内であるときの利用料金の基準額は、この表に定める額に2分の1を乗じて得た額とする。</p> <p>3 入場料その他これに類するものを徴収し、又は営利を目的とするときの利用料金の額は、この表に定める額に基づき承認を得て定めた額に2.5を乗じて得た額とする。</p> <p>4 附属設備の利用料金の基準額は、附属設備の品目ごとに委員会が定める額とする。</p>							

別表第2中

「

300円	11回分	3,000円
	25回分	5,000円

を

」

「

500円	11回分	5,000円
	25回分	8,300円

に改める。

」

附 則

- この条例は、令和8年10月1日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、附則第3項の規定は公布の日から、第9条、第10条及び第14条第3項の改正規定は同年4月1日から施行する。

- 2 この条例による改正後の名古屋市女性会館条例（以下「改正後条例」という。）別表第1の規定は、令和9年4月1日以後の使用に係る利用料金の基準額について適用し、同日前の使用に係る利用料金の基準額については、なお従前の例による。
- 3 改正後条例別表第1の規定に基づく利用料金の承認その他指定管理者が利用料金を定めるために必要な手続は、施行日前においても行うことができる。
- 4 この条例による改正前の名古屋市女性会館条例の規定に基づいて交付されている回数券を使用する場合に係る施行日以後の使用については、なお従前の例による。